

消費生活 相談

高齢者を狙う「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」といった勧誘にご注意ください

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287- 0858)

全国の消費生活センターなどに、いわゆる「アナログ戻し」を巡るトラブルの相談が、高齢者を中心に多く寄せられています。これは、インターネットの光回線の契約をしている消費者に対して「アナログ回線(アナログ電話)に戻せば料金が安くなる」などと勧誘し、手続きの代行やオプションサービスの料金として、高額な請求をする手口です。



相談事例

事例①…大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から、「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。後日、送られてきた書面を見ると、頼んでいない毎月のサポートサービス契約をしていた。必要のない契約なので解約したい。

事例②…大手通信会社を名乗る者から電話があり、「インターネット回線を解約し、アナログ回線に戻すと、今より料金が安くなる。工事を

すれば費用をキャッシュバックする」と説明を受けた。書面を確認したら、月額約5,000円の生活サポートの契約を、大手通信会社ではない別の事業者と結んだことになっていた。



トラブルを防ぐには…

- ▽大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしていることがあります。勧誘を受けた事業者名をしっかりと確認しましょう。
- ▽勧誘を受けた際は、契約内容を納得できるまで確認しましょう。
- ▽必要のない契約は、はっきりと断りましょう。
- ▽光回線をアナログ回線に戻す場合は、まずは現在の契約先や回線事業者に問い合わせましょう。アナログ戻しの手続きは、消費者自身でも可能です。



トラブルに遭ったらすぐに相談を!

困ったときや不安を感じた場合は、一人で悩まずに、すぐに**消費生活センター(☎287- 0858)**や**消費者ホットライン(☎188)**へ相談しましょう。

国民年金
だより



年金記録をチェック!
「ねんきん定期便」

「ねんきん定期便」とは

「ねんきん定期便」とは、国民年金・厚生年金に加入している方に、年金記録の確認と制度への理解を深めていただくため、日本年金機構から誕生月に毎年1回送付されるものです。

「ねんきん定期便」の記載内容は

- ① これまでの年金加入期間
- ② 年金見込額(50歳未満の方には加入実績に応じた額、50歳以上の方にはねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の額)※年金受給中の方には通知されません。
- ③ これまでの保険料の納付額(加入者負担分累計)
- ④ これまでの年金加入履歴
- ⑤ これまでの厚生年金保険加入期間における標準報酬月額などの月別状況
- ⑥ これまでの国民年金保険料の納付状況

区分	送付形式	内容
毎年(節目の年以外)	はがき	これまでの加入実績に応じた年金額 年金見込額 年金見込額
節目の年	封書	これまでの加入実績に応じた年金額

「ねんきん定期便」が封書でお手元に届いたら

内容を確認し、記録の漏れや誤りがあった場合のみ、同封の「年金加入記録回答票」でご回答ください。

問い合わせ

ねんきん定期便ダイヤル(☎0570・058・555
※050から始まる電話の場合は☎03・6700・1144へおかけください。)